

事務局における取組について

令和8年3月

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

東京都地方協議会 事務局

1. 東京運輸支局の取組
2. 東京都トラック協会の取組

1. 東京運輸支局の取組

改正物流法にかかる周知

- ・改正法周知のため、事業者説明会を実施 ※括弧書きは参加者数
- 令和7年 2月20日：国土交通本省主催(907)
- 令和7年 3月10日：関東運輸局主催(1172)
- 令和7年 5月19日：東京都トラック協会と共催(344)
- 令和7年 7月 8日：東京都トラック協会大田・品川支部主催(66)
- 令和7年11月27日：ロジネット協力会主催(184)
- 令和7年12月16日：東京都トラック協会と共催(328)

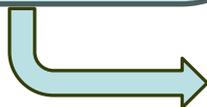


○フィードバックとして、説明会時に寄せられた質問回答を踏まえてQ&A集を更新



○非協会員事業者含め広く制度の浸透を図っている

- ・運輸支局HPへの掲載
- ・申請窓口にて案内を掲示



令和7年4月1日
改正貨物自動車運送事業法

契約書面の交付化
実運送体制管理簿…
聞いたことはあるけど、実はよく分からない…



こんなお悩みにはコチラ！







改正内容の認知度

20.2%←内容を十分知っている
 66.5%←知っているが十分とは言えない
 12.8%←あまり知らない
 0.4%←全く知らない

回答者の認知度は低い

従業員数・車両台数が大きいほど認知度が高い
 (クロス集計の結果)

中小事業者の理解が進みにくい

回収率は全体の8.6%
 回答は、調査に協力的な事業者が主
 非協会員からの回答なし

全体の認知度は更に低い

更なる周知が必要

説明会の継続

- 会員【協会と引き続き協力】**
 - ・協会全体説明会
 - ・支部単位説明会
 - ・中小事業者対象説明会
- 非協会員【掲示等により周知】**
 - ・定期的な小規模説明会
- 荷主事業者主催**
(令和7年度実施：ニチレイ)
- 新規許可事業者**
 - ・講習会

周知の充実

- 最新の説明内容**
 - ・今後施行される内容
 - ・最新の統計の数値
 - ・アンケート結果の活用
- 分かりやすさ**
 - ・Q&Aの充実
 - ・リーフレットの作成
 - ・改正の効果を明示
 - ・HPの充実

例

可視化

契約書の書面化
 実運送体制管理簿

物流・トラックGメン

運送内容の確認が容易となる

荷主へ指導できるケースが増加

取引環境・労働時間改善

自衛隊と連携した運転者等確保対策

●陸上自衛隊朝霞駐屯地業種説明会

- 目的：将来、就職活動をするにあたり業種・業界に関する基礎知識、研究材料を付与するもの
- 対象者：2～3年度を目途に退職を予定している定年・任期制隊員及び中隊長等就職指導者
- 紹介業種：運輸業（関東運輸局、業界団体等）

（参考：その他の業種）建設業、警備業、製造業、情報通信業、医療福祉業、広告業、電気ガス等

日時：令和7年6月10日（火）・11日（水）

場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区大泉学園町）

出席者：（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、
（一社）東京都トラック協会、関東運輸局、東京運輸支局

陸上自衛隊朝霞駐屯地業種説明会 実施状況

項目	説明	参加隊員	
		10日	11日
参加隊員受付 全般説明 導入教育 全体教育	自衛隊		
業界説明 1回40分×7回	冒頭：運輸局 説明：各業界団体	164	107



※参加隊員は関東運輸局調べ

2. 東京都トラック協会の取組

令和7年度 東京都トラック協会の取組

働き方改革関連法案対応に向けた取組

- ①社労士による労務相談窓口を開設
- ②物流改正法に関する説明会を5月19日に開催、6月に台東・深川・城東・墨田支部において開催
- ③「物流効率化」講習会を令和7年10月～8年2月に10回開催
- ④2024年問題対応状況調査アンケートを6月に実施
- ⑤「運送申込・書面化アプリ」説明会を7月に開催【別紙】
- ⑥貨物集配中の荷さばき駐車対策として12月にアンケートを実施
- ⑦改正貨物自動車運送事業法に係る取組状況について12月にアンケートを実施
- ⑧経営者セミナーとして「物流業界のメンタルヘルス対策」を12月8日に、健康経営セミナーを2月17日に開催
- ⑨「トラック運送業～労務管理のポイント」を機関紙「東京都トラック時報」に現在まで11回連載
- ⑩「労務講習会」を2月5・6日の2回開催
- ⑪「36協定等届出書類と労務管理の実務」を8年1月に会員各社へ配布
- ⑫物流の2024年問題に関するセミナー等開催への助成
- ⑬取適法及び振興法に係るQ&A集を会員各社へ配布
- ⑭トイレ事情アンケートを12月～8年1月に実施
- ⑮2024年問題に関して一般紙による広報活動【別紙】
- ⑯改善基準告示に係る遵守状況確認ソフト（厚生労働省）を会員に周知【別紙】
- ⑰会長がFMラジオに生出演し、物流の「2024年問題」から2年が経過した物流の現場の状況等を発信【別紙】

人材確保に向けた取組

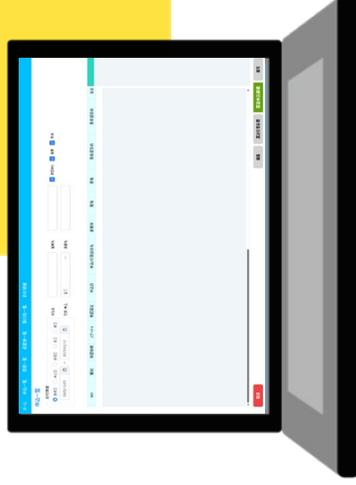
- ①東ト協、東京労働局及びハローワーク3者による人材確保に関する連携を継続
- ②自衛隊退職職員説明会を6月に1回開催
- ③特定技能外国人ドライバー採用説明会を第1ブロックで6月25日に開催
- ④協会HPに求人情報ページを掲載
- ⑤東京労働局が7月に主催した「人材確保対策推進協議会」に参画
- ⑥「トラック運送業界セミナー」に講師として参加して業界をPR（7月・1月・2月）
- ⑦トラックフェスタ TOKYO 2025を9月14日に開催
- ⑧「運送業のITスキルアップを目指すパソコンセミナー」を11月10日～14日に14講座開催
- ⑨運転免許取得事業者への助成
- ⑩働きやすい職場認証制度取得事業者へ助成
- ⑪外国人受け入れと日本語学習支援セミナーの1月開催を案内【別紙】
- ⑫「外国人特定技能制度に関する説明会」を2月19日に開催
- ⑬人材確保、労働環境改善セミナーを8年2月20日に開催

標準的な運賃・料金の促進

- ①標準的運賃届出促進 目標を95%とし、前年度終了時95.7%を超過
- ②Gメン調査員のパンフレットを5月に配布【別紙】
- ③荷主情報の提供を5月に会員へ依頼
- ④標準的運賃に係る運賃計算システムを6月に展開
- ⑤標準的運賃の活用状況アンケートを8月に実施【別紙】
- ⑥取適法・振興法の改正ポイント説明会を9月・12月に開催
- ⑦「改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されました」チラシを会員各社へ配布【別紙】
- ⑧トラック適正化二法等に関する説明会を12月16日に開催
- ⑨適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナーを12月2・3日の2回開催
- ⑩「トラック・物流Gメンの活動」を12月にHPで展開
- ⑪適正原価に関する実態調査（義務）への協力を全会員へ周知

運送契約・ 書面化 アプリ

取引先との
運送契約を
効率化！



アプリの
主な機能

申込書
引受書
作成機能

検索/複写
機能

CSV/PDF
出力機能

取引先
管理

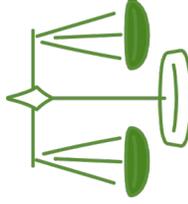
電子化

荷主、取引先
運送事業者間の
やりとりを
電子化！



法対応

法改正に伴う
運送契約の
書面交付義務化
に対応！



無料

トラック協会
会員事業者の
アプリ利用料
無料！



利用申込はこちら！



解説動画はこちら！



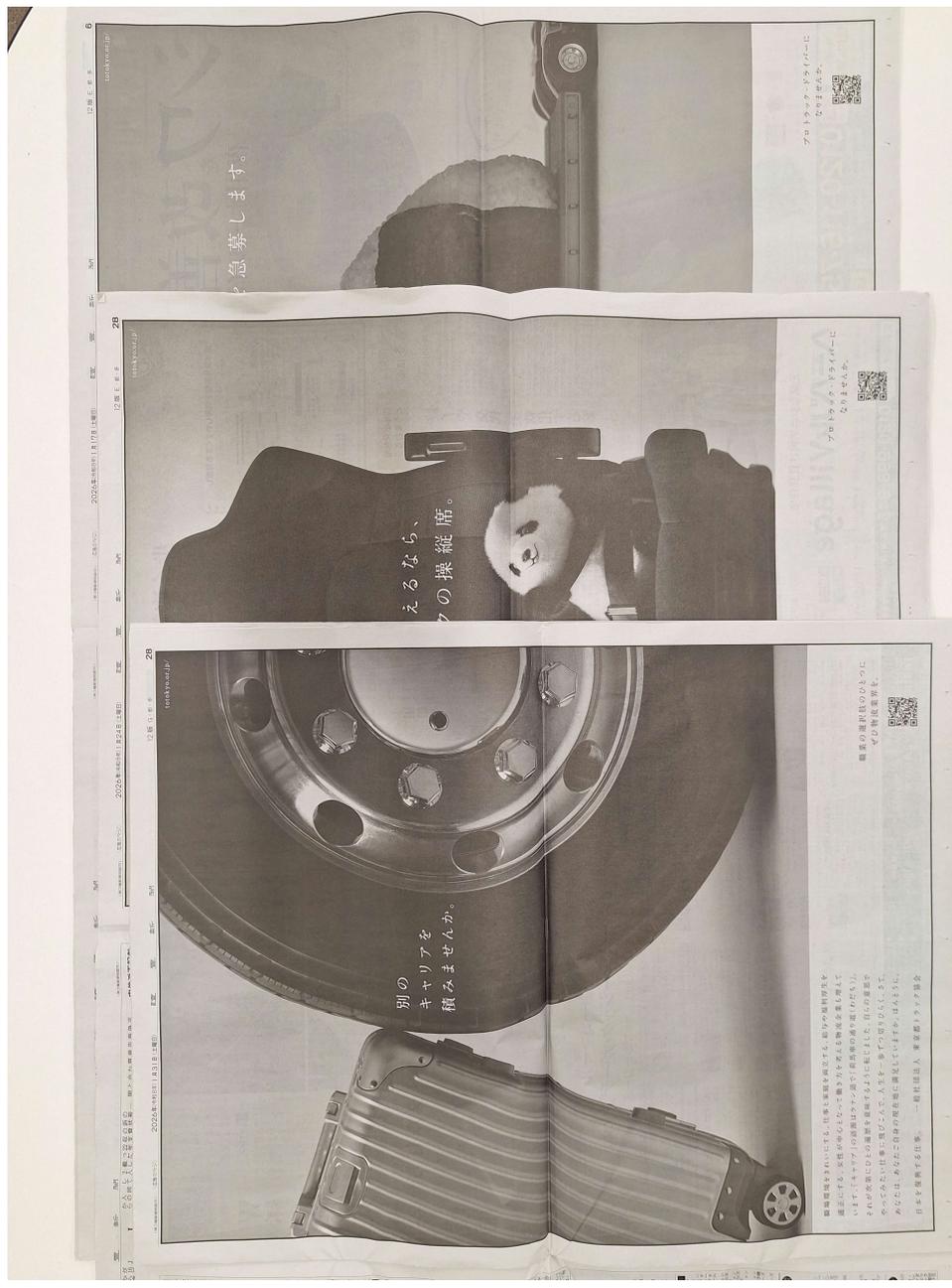
令和7年度 読売新聞への広告掲載について

2026.02.02

働き方改革推進のため、読売新聞へ広告を掲載しました！

令和6年4月1日から施行された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」を受け、改めて取り沙汰される物流の2024年問題の周知と理解促進を図り、会員事業者の労働時間短縮及び人手不足解消に向けた人材を確保するため、トラック運送業界が抱える諸課題（人材確保対策・労働時間短縮・燃料高騰問題）や、取り組み、役割などについて、都民や荷主の理解を促し、もってトラックドライバーの労働環境を改善し、働き方改革を推進するため、読売新聞都内版・多摩版に2026年1月17日（土）に第1回、1月24日（土）を第2回、1月31日（土）を第3回として、3週にわたり週1回のシリーズ広告を掲載しました。

各回につきましては、下記および東ト協公式facebookをご覧ください。



関連情報

[f 東京都トラック協会Facebook公式アカウント](#)

トラック操縦士を急募します。



降ってわいた備蓄米騒動。物流業者にとっても青天の霹靂でした。ルーティン業務の合間に緊急対応できた要因は、DX推進等の成果もありますが、日本人の主食を絶やしてならぬという使命感。いつまた食糧危機が勃発するかはれません。ドライバー不足は、人間が人間らしく生活するための一大事。ブランド米や古米の味や値段についておっしゃることはよくわかる。でもお米の「重さ」はみな同じです。

日本を復興する仕事。 一般社団法人 東京都トラック協会

プロトラック・ドライバーになりませんか。





ぼつりと来たなと思うとどしどしやぶりとなって、河川が氾濫し、甚大な
浸水被害を生む。衣料や食料ばかりか住居の流失という絶望をまねく。
近ごろの雨とときたら風情も容赦ありません。くらしの正常な営みを
ストップさせまいと物流業者は復旧に向かいますが、幾度となく繰り
返されると、当然、人手も足りなくなります。この先も思いやられる
異常気象。日本という国にはエッセンシャル・ワーカーが欠かせない。

日本を復興する仕事。 一般社団法人 東京都トラック協会

プロトラック・ドライバーに
なりませんか。





別の
キャリアを
積みませんか。

tokyo.or.jp/

職場環境をきれいにする。仕事と家庭を両立する。給与や福利厚生を
適正にする。女性を中心となって働き方を考える物流企業も増えて
います。「キャリア」の語源はラテン語で「荷馬車の通り道（わだち）」。
それが次第にひとの遍歴を意味するように転じました。自らの意思で
やってみたい仕事に飛びこんで、人生を一步步ずつ切りひらく。さて、
あなたは、あなたご自身の現在地に満足していますか。ほんとうに。

日本を復興する仕事。 一般社団法人 東京都トラック協会

職業の選択肢のひとつに
ぜひ物流業界を。



[HOME](#) > [アーカイブ](#) > [改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて](#) (厚労省)

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて (厚労省)

2026.02.02

厚生労働省労働基準局監督課より、改善基準告示について、自動車運転者の始業・終業時刻や運転時間等を入力することで、拘束時間等の遵守状況を確認できる「遵守状況確認ソフト」が公開される旨の周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

依頼内容の全文につきましては、[詳細](#)内のPDFでご確認ください。

詳細

[改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて \(周知依頼\)](#) (PDF: 172KB) 

掲載先

[自動車の運転者の労働時間等の改善のための基準 \(改善基準告示\)](#) (厚生労働省) 

お問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 監督課過重労働特別対策室 過重労働特別監督 第二係

TEL : 03-5253-1111 (内線) 5134

[HOME](#) > [アーカイブ](#) > TOKYO FM ラジオ 『ONEMORNING』 に水野会長が生出演しました

TOKYO FM ラジオ 『ONEMORNING』 に水野会長が生出演しました

2026.03.02

2026年2月26日(木)にTOKYO FM ラジオ 『ONE MORNING』において、当協会水野功会長が生出演しました。

放送では、番組パーソナリティのユージさんとTOKYO FMの吉田明世アナウンサーとともに、物流業界の現状などについてお話ししました。

記

放送局： TOKYO FM(FM80.0MHz)

番組名： TOKYO FM ラジオ 『[ONE MORNING](#)』

放送日： 2026(令和8)年2月26日(木)8時38分頃

視聴場所： 『[2月26日\(木\) ONE UP TOPICS 「2026年 物流業界のいま」](#)』(ポットキャスト)

外国人トラックドライバーの 受入れ(予定)企業向け

業務の日本語 どう支援する? >

～企業ができること～

無料
オンライン
開催

✓ 外国人受入れの不安を解消する!
✓ 外国人受入れの言葉の壁を低くする!



外国人材の日本語能力を上げたい、
でもどんな日本語教育をしたら良いのか?

認定日本語教育機関[就労]にお任せください!

■ 初任運転者教育に役立つ日本語研修をご紹介します!

全日本トラック協会と、認定日本語教育機関[就労]である日本国際協力センター(JICE)および国際日本語普及協会(AJALT)が外国人トラックドライバーの日本語教育カリキュラムを開発

■ 独り立ちできる言語コミュニケーションスキルに特化

ルート配送業務を開始する外国人ドライバー候補者をターゲットにした、日本語コミュニケーション能力を学ぶカリキュラム例、教室活動例をご紹介します!



トラック運送に
特化した
日本語研修!

日程

2026年1月13日[火]
14:00～15:00

形式 オンラインセミナー
講師 一般財団法人日本国際協力センター 多文化共生事業部
JICE 日本語教育・就労支援センター 主任教員 平山 智之
公益社団法人国際日本語普及協会所属日本語教師 鈴木 大
定員 500名(先着順) 参加費用 無料

対象

トラック事業関係者
日本語教育関係者

- 外国人材の採用を検討・計画している
- 外国人材の新規採用にあたっての日本語研修を検討している
- 雇用している外国人材の日本語コミュニケーションに課題を感じている

● セミナー内容 ●

- 1 外国人雇入れの課題と日本語能力
- 2 「就労分野の日本語教育」の最新事情
- 3 トラック運送業に向けて開発した日本語教育カリキュラム紹介
- 4 質疑応答

お申込みはWEBで

https://www.jice.org/info/2025/12/12_1



お問い合わせ

一般財団法人 日本国際協力センター
多文化共生事業部 日本語教育・就労支援センター

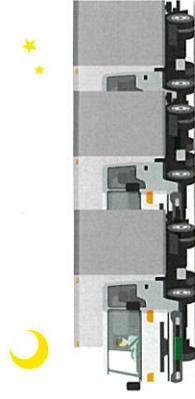
メール nintei-nihongo@jice.org

TEL 03-6838-2738 FAX 03-6838-2721



積込先、配送先で 困りごとなど、ありませんか？

長時間の荷待ち



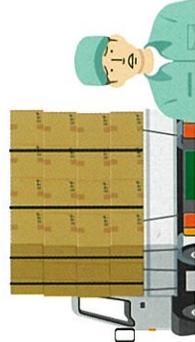
契約のない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼



無理な運送依頼



これらは全て、**違反原因行為**となっています！
当てはまるものではありませんか？

荷主との間に困り事があったら、我々Gメン調査員に情報を！

トラックドライバーを守るために、物流業界の未来のために。



公益社団法人
全日本トラック協会



国土交通省

標準的運賃の活用状況に関するアンケート調査結果

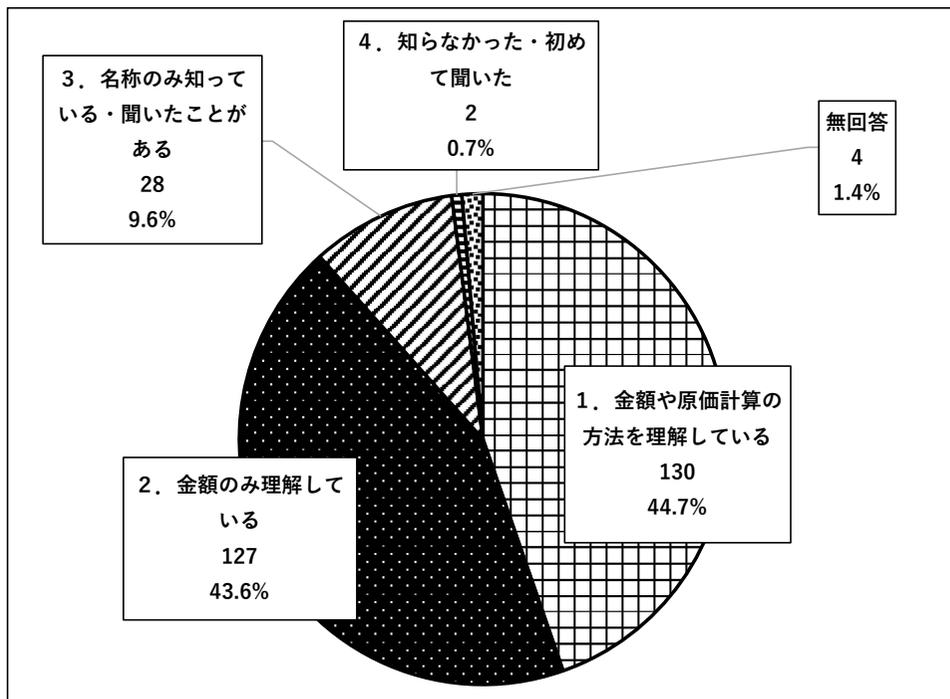
問：標準的運賃について、あてはまるものをひとつ選択してください。

1. 「標準的運賃」の金額や原価計算の方法を理解している
2. 「標準的運賃」の金額のみ理解している
3. 「標準的運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある
4. 「標準的運賃」を知らなかった・初めて聞いた

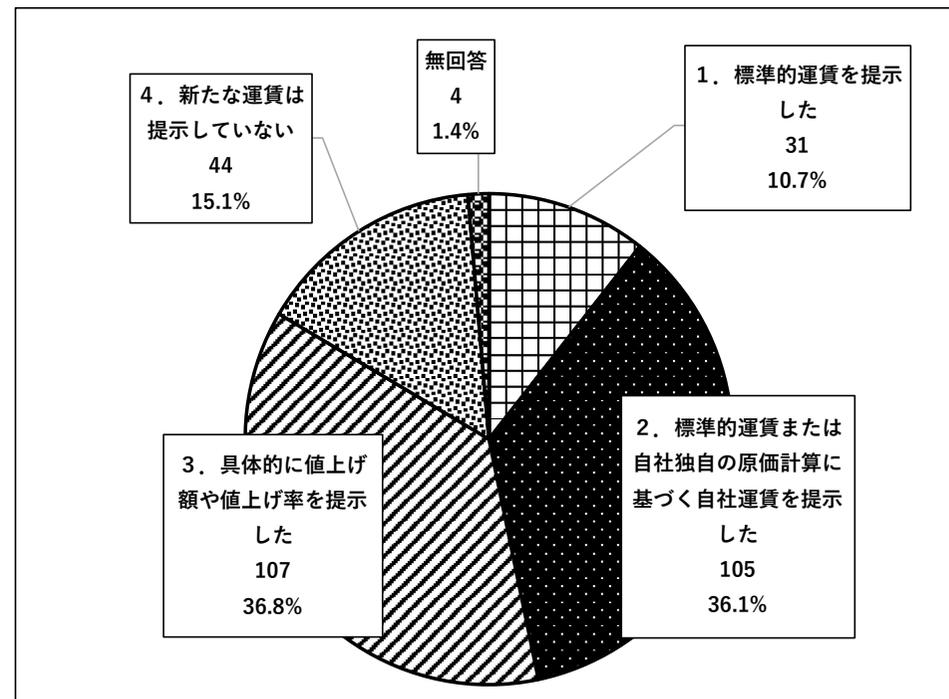
問：荷主へ新たな運賃を提示しましたか。当てはまるものをひとつ選択してください。

1. 標準的運賃（告示運賃）を提示した
2. 標準的運賃または自社独自の原価計算に基づく自社運賃を提示した
3. 具体的に値上げ額や値上げ率を提示した
4. 新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続）

標準的運賃の理解度 (n=291)



新たな運賃の提示状況 (n=291)

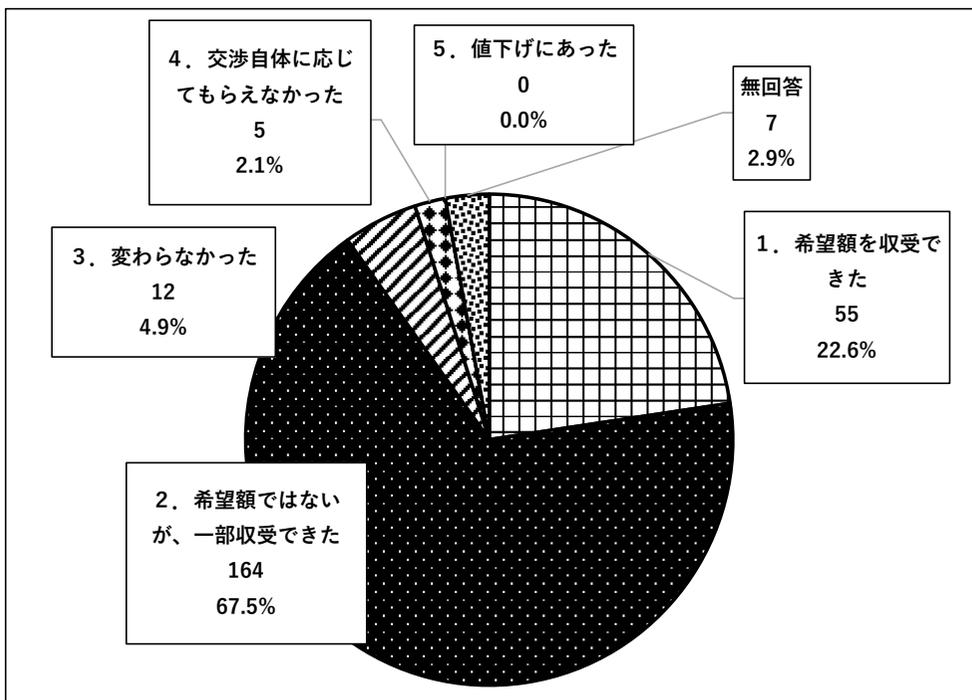


標準的運賃の活用状況に関するアンケート調査結果

問：新たな運賃を提示した結果はいかがでしたか。あてはまるものをひとつ選択してください。

1. 希望額を収受できた
2. 希望額ではないが、一部収受できた
3. 変わらなかった
4. 提示したものの、交渉自体に応じてもらえなかった
5. 値下げにあった

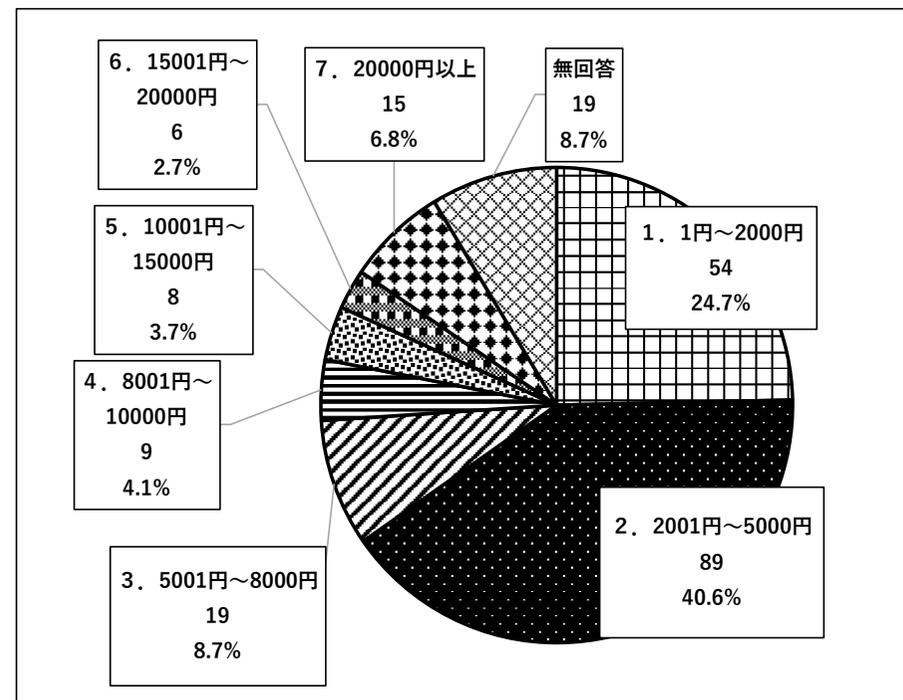
運賃交渉の結果(n=243)



問：どの程度値上げになりましたか。当てはまるものをひとつ選択してください。

1. 1円～2,000円
2. 2,001円～5,000円
3. 5,001円～8,000円
4. 8,001円～10,000円
5. 10,001円～15,000円
6. 15,001円～20,000円
7. 20,000円超

運賃交渉の値上げ額(n=219)

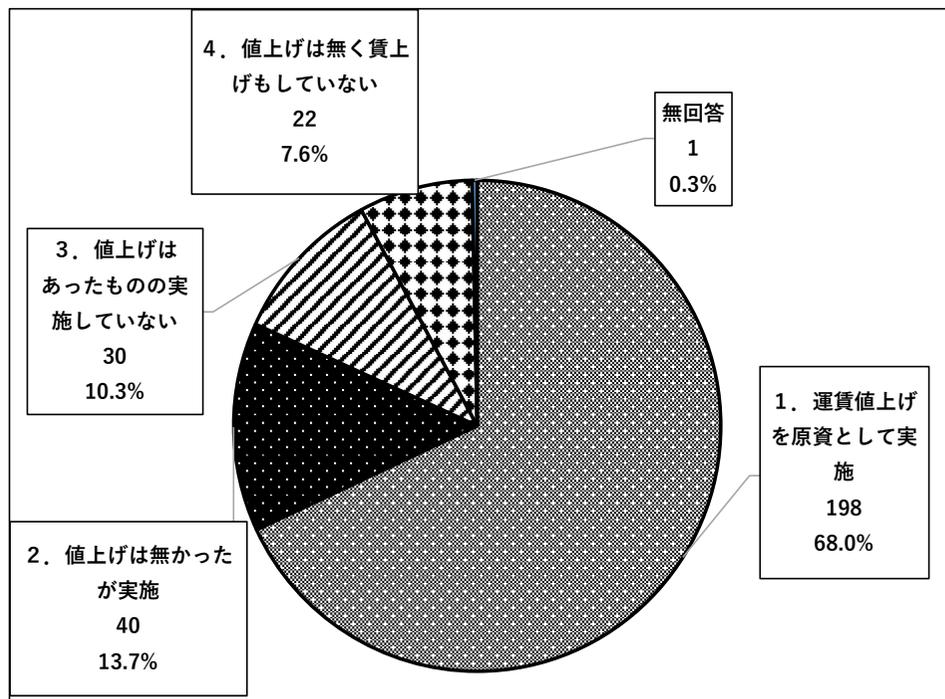


標準的運賃の活用状況に関するアンケート調査結果

問：ドライバーの賃上げの状況について、あてはまるものをひとつ選択してください。

1. 運賃値上げを（一部でも）原資として賃上げを実施
2. 運賃値上げは無かったものの、賃上げを実施
3. 運賃値上げはあったものの、賃上げは実施していない
4. 運賃値上げはなく、賃上げも実施していない

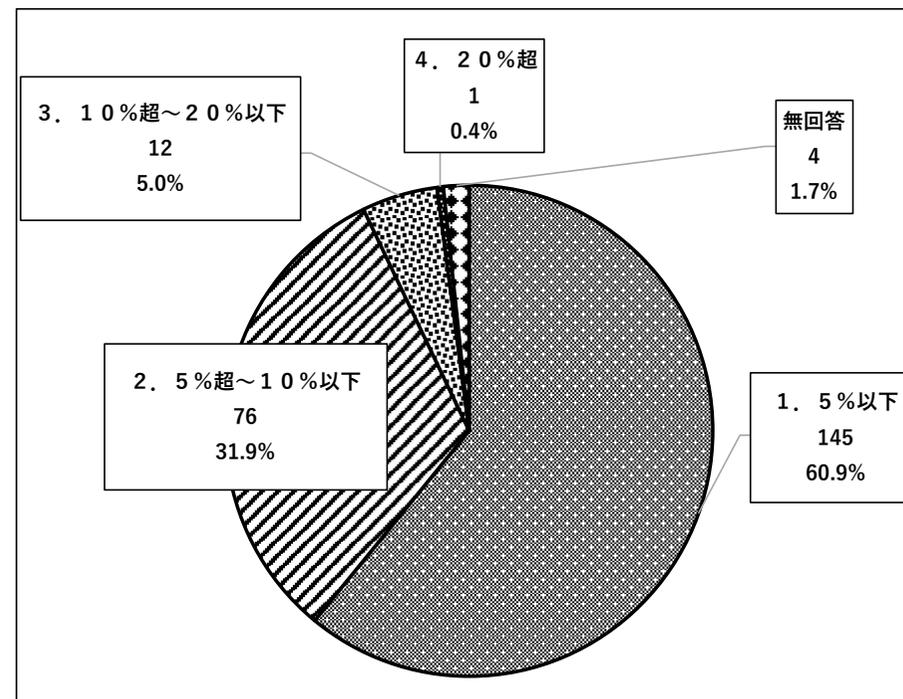
賃上げの状況(n=291)



問：ドライバーの平均賃上げ率は何%ですか。あてはまるものをひとつ選択してください。

1. 5%以下
2. 5%超～10%以下
3. 10%超～20%以下
4. 20%超

平均賃上げ率(n=238)

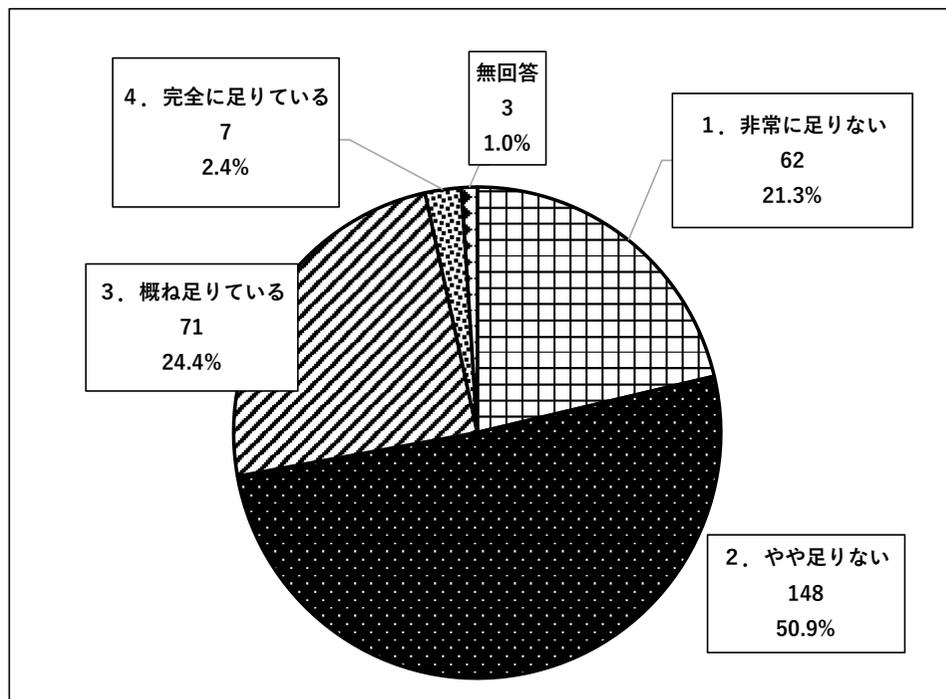


標準的運賃の活用状況に関するアンケート調査結果

問：貴社のドライバー充足状況はいかがですか。当てはまるものをひとつ選択してください。

1. 非常に足りない
2. やや足りない
3. 概ね足りている
4. 完全に足りている

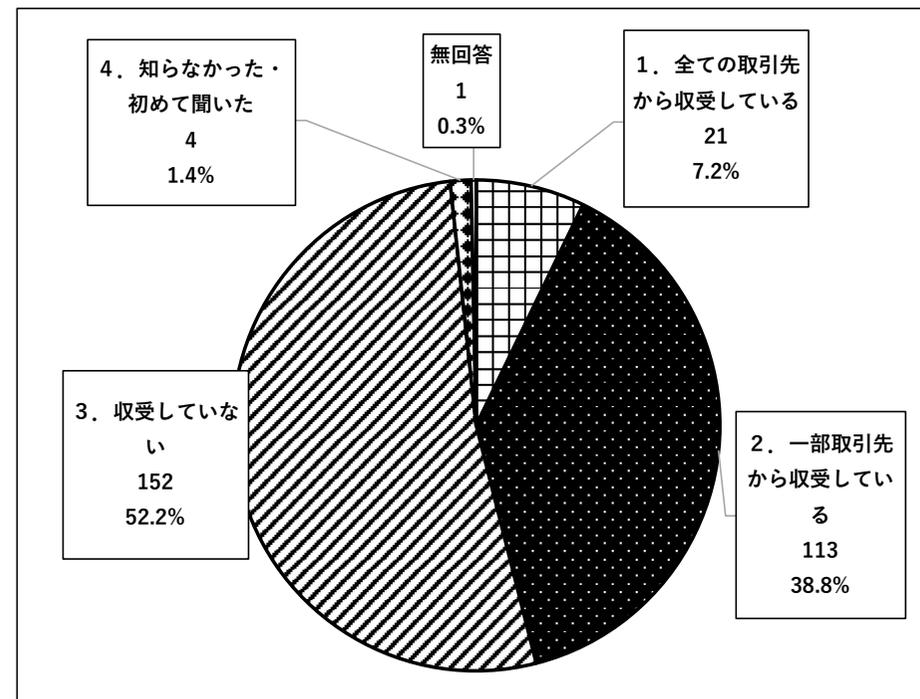
ドライバー充足状況(n=291)



問：貴社では燃料サーチャージを収受していますか。

1. 全ての取引先から収受している
2. 一部取引先から収受している
3. 収受していない
4. 燃料サーチャージ制度を知らなかった・初めて聞いた

サーチャージの収受状況(n=291)



令和7年
4月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されました

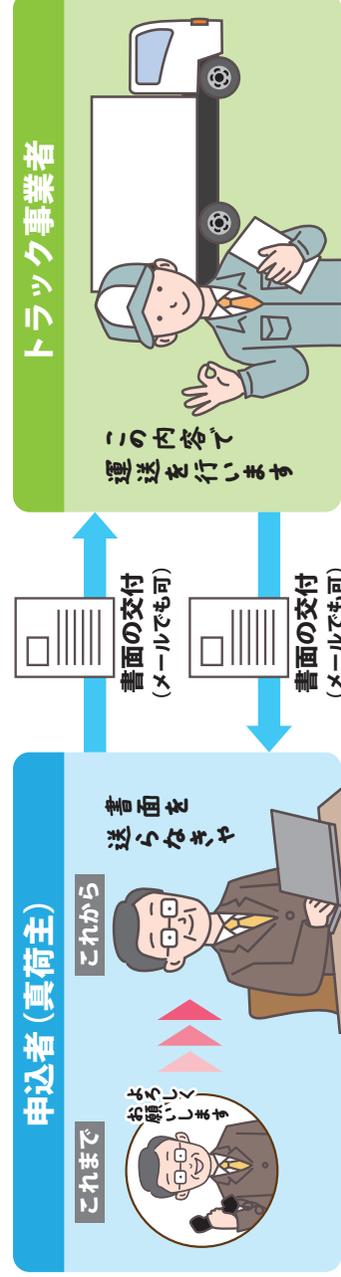


標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 運送契約締結時の書面交付（運送の申込み、運送の引受け）について

〔関係条項：標準貨物自動車運送約款（第六条、第七条）〕

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む）の交付に係る第六条（運送の申込み）、第七条（運送の引受け）について、相互に交付することになりました。



※運送の申込み、運送の引受けに係る書面交付は、申込者（真荷主）、トラック事業者双方に義務付けられます。

書面交付の詳細は裏面を参照

2 個人を対象とした運賃・料金等の店頭掲示

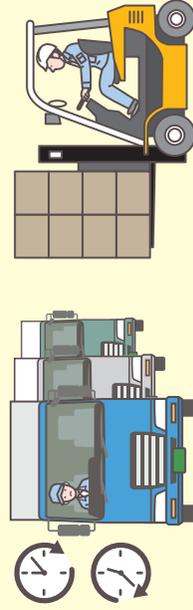
〔関係条項：標準貨物自動車運送約款（第三十二条）〕

個人を対象とした運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する旨が明確化されました。

● **交付書面には、以下の事項の記載が必要になります。**

- ① 運送業務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)

積込料・取卸料

燃料サーチャージ

有料道路利用料 など

● **書面の交付は、メール等でも可能です。**

- ・ 書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りります。

● **交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。**

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○ メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール受信
<p>発出人: *****@xxx.co.jp 日火曜日 10:57 送信日時: 2025年4月 日火曜日 10:57 宛先: *****@xxx.co.jp 日火曜日 13:25 件名: RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>□□運輸㈱ 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等: 冷凍車1両、貨物距離制 品名: 冷凍食品1トン (△△店舗) 積込: 4/5 15時 (△△店舗 (A工場)) 取卸: 4/5 15時 (△△店舗 (A工場)) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時30分～16時30分、倉庫内における 後品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託: 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 合計: 70,000円 消費税 6,000円 合計: 76,000円</p> <p>支払方法: R7.4.4 銀行振込</p> <p>○食品㈱ ○○課 園主 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-11-***** / FAX:028-222-***** E-MAIL: *****@xxx.co.jp</p>	<p>発出人: *****@xxx.co.jp 日火曜日 13:25 送信日時: 2025年4月 日火曜日 13:25 宛先: *****@xxx.co.jp 日火曜日 10:57 件名: RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○食品㈱ 園主さま</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等: 冷凍車1両、貨物距離制 品名: 冷凍食品1トン (10Aレレット) 積込: 4/5 12時 (○○食品 (A工場)) 取卸: 4/5 15時 (有、30分程度) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 15時30分～16時30分、倉庫内における 後品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託: 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 合計: 70,000円 消費税 6,000円 合計: 76,000円</p> <p>支払方法: R7.4.4 銀行振込</p> <p>○食品㈱ ○○課 園主 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-11-***** / FAX:028-222-***** E-MAIL: *****@xxx.co.jp</p>

(※) トラック事業者から真荷主に宛ててメールを送信するときは、記載例のよう
 に、真荷主から受信したメールを引用す
 る形で「依頼を引き受ける旨」を記載す
 れば、返信メールの本文に改めて法定事
 項を記載し直す必要はない。

令和7年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約条項をとりまとめたものです。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。